

資本関係又は人的関係のある事業者の同一入札参加制限運用基準

1 趣旨

つくば市が実施する競争入札の公正性を確保するため、資本関係又は人的関係がある者の同一入札への参加を制限する基準を定めるものである。

2 適用案件及び実施事項

つくば市が実施する競争入札に適用し、入札の適正さが阻害されると認められる一定の資本関係又は人的関係のある複数の者の同一入札への参加は認めないこととする。

3 資本関係又は人的関係がある者の同一入札への参加を制限する基準

以下の（１）から（３）までのいずれかに該当する場合は、「４ 基準に該当する場合の取扱い」による対応となります。

（１）資本関係

以下のいずれかに該当する場合。

- ① 子会社等（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号の 2 に規定する子会社等をいう。②において同じ。）と親会社等（同条第 4 号の 2 に規定する親会社等をいう。②において同じ。）の関係にある場合
- ② 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

（２）人的関係

以下のいずれかに該当する場合。ただし、①については、会社等（会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）第 2 条第 3 項第 2 号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 2 条第 7 項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

- ① 一方の会社等の役員（会社法施行規則第 2 条第 3 項第 3 号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

- イ 会社法第 2 条第 11 号の 2 に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
- ロ 会社法第 2 条第 12 号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
- ハ 会社法第 2 条第 15 号に規定する社外取締役
- ニ 会社法第 348 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

- 2) 会社法第 402 条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
- 3) 会社法第 575 条第 1 項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第 590 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
- 4) 組合の理事
- 5) その他業務を執行する者であって、1) から 4) までに掲げる者に準ずる者
- ② 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第 64 条第 2 項又は会社更生法第 67 条第 1 項の規定により選任された管財人（以下単に管財人という。）を現に兼ねている場合
- ③ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- (3) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合
組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記（1）又は（2）と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

4 基準に該当する場合の取扱い

つくば市が実施する競争入札において、3に規定する基準のいずれかに該当した場合、競争入札の公正性、公平性が阻害された恐れがあると判断し、資本関係又は人的関係のある事業者が行った入札は無効とする。

ただし、入札参加申請後から開札までの間に、当該入札の辞退届を提出し、開札時点で資本関係又は人的関係のある事業者の同一入札への参加状態が解消されている場合は、この限りでない。

5 資本関係又は人的関係のある事業者の同一入札への参加確認

- (1) 資本関係又は人的関係のある事業者の確認については、事後審査に伴う入札参加資格要件関係書類として、落札候補者から、別紙「資本関係又は人的関係確認書（以下「確認書」という。）」の提出を求める。
- (2) 落札候補者が提出した確認書により、資本関係又は人的関係のある事業者が当該入札に参加しているか否か発注者が確認する。
- (3) 資本関係又は人的関係のある事業者の同一入札への参加があったと発注者が判断した場合、当該資本関係又は人的関係のある事業者の入札（該当する複数の入札）は無効とする。
- (4) 上記（1）、（2）、（3）において、疑義が生じた場合、発注者は入札参加者の全部又は一部の事業者に対し追加資料の提出や事情聴取を行うことができる。

6 確認書等への虚偽記載

- (1) 落札者決定から契約締結前までに落札者が提出した確認書等に虚偽記載が判明した場合、発注者は入札手続きを無効とし、落札者決定を取り消すものとする。
- (2) 契約締結後に契約相手の虚偽記載が判明した場合、定めのない事項についての協議の規定により契約解除等の協議を行うものとする。

また、着手後に契約相手方が資本関係又は人的関係のある事業者と判明した場合、発注者は契約相手方の入札時の不正行為の有無や進捗状況などを考慮したうえで当該契約を継続するか解除するかを適切に判断するものとする。

- (3) 上記(1)及び(2)により、虚偽記載が判明した場合、つくば市入札参加指名停止等措置要綱に基づき、指名停止等の措置を行う場合がある。

7 適用日

この基準は、平成31年4月1日以降に公告する案件から適用する。

令和7年3月12日改正。改正後の基準は、令和7年4月1日以降に公告する案件から適用する。